



令和7年12月26日

葛飾区議会議員選挙及び葛飾区長選挙における 選挙の効力に関する異議申出への決定について

概要

令和7年11月9日執行の葛飾区議会議員選挙及び葛飾区長選挙における選挙の効力に関する異議の申出で、受理した3件について、令和7年12月25日付で次のとおり決定いたしました。

1 葛飾区議会議員選挙

(1) 申出年月日 令和7年11月20日

① 申出人 非公表

② 申出の趣旨 令和7年11月9日執行の葛飾区議会議員選挙を無効とする決定を求める。上記選挙の有効投票、無効投票、投票用紙の残紙の開示を求める。

③ 決定年月日 令和7年12月25日

④ 決定の内容 異議申出を棄却する。

⑤ 異議申出の事由及び決定の理由 別紙1決定書のとおり

(2) 申出年月日 令和7年11月25日

① 申出人 非公表

② 申出の趣旨 令和7年11月9日執行の葛飾区議会議員選挙を無効とする決定を求める。同選挙の全ての投票用紙の開示を求める。

③ 決定年月日 令和7年12月25日

④ 決定の内容 異議申出を棄却する。

⑤ 異議申出の事由及び決定の理由 別紙2決定書のとおり

2 葛飾区長選挙

(1) 申出年月日 令和7年11月21日

① 申出人 谷野せいしろう(葛飾区長選挙の候補者)

② 申出の趣旨 令和7年11月9日執行の葛飾区長選挙を無効とする決定を求める。

③ 決定年月日 令和7年12月25日

④ 決定の内容 異議申出を棄却する。

⑤ 異議申出の事由及び決定の理由 別紙3決定書のとおり

3 その他 この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で東京都選挙管理委員会へ審査を申し立てることができる。

【問い合わせ】 葛飾区選挙管理委員会事務局

決 定 書

令和7年12月25日

東京都葛飾区

異議申出人

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年11月20日付けで提起された令和7年11月9日執行の葛飾区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力の無効に関する異議申出（以下「本件異議申出」という。）について、葛飾区選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本 件 異 議 申 出 の 要 旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙の効力の無効とする決定を求めるとともに、有効投票、無効投票及び投票用紙残紙の開示を求めるものである。

2 本件異議申出の事由

申出人は、本件選挙における次の事項について疑義があると主張する。

(1) 開票立会人の選任手続が不適正であること

令和7年11月6日に、本件選挙開票の立会人を決定するくじ引きが実施された際、開始の挨拶から終了までの間に何番のくじが立会人になるための当たりであるかの旨の説明がなかった。立候補者の順番に1から27までの番号をくじで付したのち、立会人当たり10枠のくじを引く過程を経ずに当選者が発表されるに至った。

(2) 選挙長が立会人決定の際に候補者の当落に関する発言を行ったこと

選挙管理委員長が、当選者が発表される前に、特定の候補者について「落ちたな」と発言し、他の委員がこれを肯定する様子があった。くじを引く過程を経ずして当落が決していた。

(3) 開票参観人の位置からは詳細確認が困難であり、公平性及び平等性に疑義があること

開票作業を見学に当たっては、双眼鏡などを駆使してもその過程が十分に検証できない状況に身を置かざるを得なかった。

(4) 開票が適正に行われていたか疑義があること

開票開始から翌1時までにかけて142,000票の処理がされているにもかかわらず、残りの10,865票は、最終確定が3時41分と多くの時間を要していた。

また、按分割合や計算方法が公表されておらず、無効票がどのような過程を経て無効票とされたのか不透明であり、2,787票の無効票が出たことは、適正な開票作業が行われていなかった可能性がある。

決 定 の 理 由

当委員会の判断

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、選挙がその規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のため選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

同項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すものと判示されている（最高裁判所昭和23年6月26日判決、同昭和27年12月4日判決）。

また、同項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、選挙の規定に違反することがなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実には生じたところと異なる結果の生ずる可能性のある場合をいうものと判示されている（最高裁判所昭和29年9月24日判決）。

以上のような観点から、申出人が主張する理由が、選挙を無効とすべき場合に該当するか否かについて判断する。

(1) 開票立会人の選任手続が不適正であること

公選法第76条において準用する公選法第62条第2項の規定により、選挙立会人となるべき者の届出が10人を超えないときは直ちにその者をもって立会人とし、10人を超えるとときは届出のあった者の中から当該選挙長がくじで定めた者10人をもって立会人としなければならないと規定している。

本件選挙の立会人選任においては、立会人となるべき者の届出期限である令和7年11月6日までに27人の届出があったため、同日にくじにより10人を定めたが、このうち同一の政党に属する者が3人以上いなかったことから、10人の立会人を選任したものである。

申出人から「何番のくじが立会人になるための当たりであるかの旨の説明がなかった」という主張があったが、くじは届出順に選挙長が引き、くじ番号を読み上げ、それを選挙立会人受付簿兼決定記録に記載して、くじ終了後決定者を読み上げ、決定したものであり、くじは適正に行われたものである。

(2) 選挙長が立会人決定の際に候補者の当落に関する発言を行ったこと

申出人は、選挙管理委員長が、当選者が発表される前に、特定の候補者について「落ちたな」と発言し、他の委員がこれを肯定する様子があったことから、くじを引く過程を経ずして当落が決していたことについて疑義を持たざるを得ないと主張する。しかし、選挙長の発言に関する調査の結果、立会人を決定するくじの過程において当該発言の事実は確認されておらず、立会人は適法な手続により選任されたものであるから、決定機関である選挙会の構成に違法な点は認められない。

なお、平成25年2月28日広島高等裁判所判決において、開票（選挙）立会人は、「候補者の利益の代表及び一般選挙人の公益の代表の立場から、開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務とするもの」とされており、単に候補者の利益代表であるのみならず、選挙人全体の公益代表の性格を有しているわけであるから、届け出た開票（選挙）立会人の選任の有無によって当該候補者の開票結果が左右されるものではない。

したがって、本主張には理由がない。

(3) 開票参観人の位置からは詳細確認が困難であり、公平性及び平等性に疑義があること

開票の状況を監視する役割は、公選法により選任された開票立会人が担うものであり、参観人は補助的関与にとどまる。参観人の参観場所から開票の詳細を伺い知ることができず、不満であるとしても、直ちに開票の公正さを否定するものではない。

(4) 開票が適正に行われていたか疑義があること

10,865票の開票に時間を要したことについて、令和3年執行の葛飾区議会議員選挙では、開票率が90%となった後の残り約1万票の処理には、1時間40分を要していた。開票率が90%となった後の残りの票の処理は、過去の選挙においても多くの時間を要していることから、申出人が主張する開票が適正に行われていない理由にはならない。

按分割合は、公選法第68条の2第3項において、候補者の有効投票数に応じて按分し、それぞれ加えることと規定されているため、公表されていないとの主張は理由にならない。

また、本件選挙における投票総数152,865票のうち無効投票数は2,787票であり、無効投票率は1.82%である。令和3年執行の葛飾区議会議員選挙では、無効投票率は2.41%と本件選挙よりも高い割合である。無効票は公選法第68条第1項において無効事由が規定されており、選挙立会人に選任された10人が開票に立ち会い、選挙長とともに投票の点検を行っているところから、無効票がどのような過程を経て無効票とされたのか不透明であるとの主張は、開票結果の不合理的に当たる理由にはならない。

結論

以上のとおり、申出人は本件異議申出のいずれの事由においても、選挙結果に異動を及ぼす可能性について具体的主張を行っておらず、本件異議申出には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

葛飾区選挙管理委員会
委員長 黒柳 譲治

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公選法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、東京都選挙管理委員会へ文書で審査を申し立てることができる。

決 定 書

令和7年12月25日

東京都葛飾区

異議申出人

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年11月25日付けで提起された令和7年11月9日執行の葛飾区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力の無効に関する異議申出（以下「本件異議申出」という。）について、葛飾区選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本 件 異 議 申 出 の 要 旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙の効力の無効とする決定を求めるとともに、同選挙の全て投票用紙の開示を求めるものである。

2 本件異議申出の事由

申出人は、本件選挙における次の事項について疑義があると主張する。

(1) 選挙立会人の選任手続が不適正であること

公文書及び事務局員Aへの口頭での確認により、「同一政党から3人以上の候補者がある場合は2人に絞るための「くじ」を実施する」「届出者が10人を超える場合には10人を選任するための「くじ」を実施する」と認識したが、実際の選任手続においては、届出者全員に新たな番号を付与する「くじ」を実施したにもかかわらず、立会人当たり10枠のくじを引く過程を経ずに当選者が発表されるに至り、その後最終的な10人を選任するための「くじ」が実施されなかった。

また、「くじ」の実施に当たっては、第三者が介入できないため、事務局員

Aと委員長との間に密約があった場合は、密約の履行を阻止できない。

以上のことから、公文書に明記された公正な選任手続きが踏まれず、選任過程における公平性・透明性が欠如していたため、選任は無効である。

(2) 選挙長が立会人決定の際に候補者の当落に関する発言を行ったこと

選挙管理委員長が、当選者が発表される前に、特定の候補者について「落ちたな」と発言し、他の委員がこれを肯定する様子があった。くじを引く過程を経ずして当落が決していた。

(3) 開票結果、開票作業における不透明性があること

政党の構成人数からして全く選出されない政党が複数あったことや、無所属候補者も多数選出されたことから、特定政党への偏りがある開票結果に疑義が生じる。

また、前回選挙よりも1時間以上時間を要していることに加え、無効票の割合が多い結果となり、開票作業の過程における不透明性があったのではないかと。

決 定 の 理 由

当委員会の判断

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、選挙がその規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のため選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

同項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すものと判示されている（最高裁判所昭和23年6月26日判決、同昭和27年12月4日判決）。

また、同項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、選挙の規定に違反することがなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なる結果の生ずる可能性のある場合をいうものと判示されている（最高裁判所昭和29年9月24日判決）。

以上のような観点から、申出人が主張する理由が、選挙を無効とすべき場合に該当するか否かについて判断する。

(1) 選挙立会人の選任手続が不適正であること

公選法第76条において準用する公選法第62条第2項の規定により、選挙立会人となるべき者の届出が10人を超えないときは直ちにその者をもって立会人とし、10人を超えるとときは届出のあった者の中から当該選挙長がくじで定めた者10人をもって立会人としなければならないと規定している。

本件選挙の立会人選任においては、立会人となるべき者の届出期限である令和7年11月6日までに27人の届出があったため、同日にくじにより10人を定めたが、このうち同一の政党に属する者が3人以上いなかったことから、10人の立会人を選任したものである。

申出人から「何番のくじが立会人になるための当たりであるかの旨の説明がなかった」という主張があったが、くじは届出順に選挙長が引き、くじ番号を読み上げ、それを選挙立会人受付簿兼決定記録に記載して、くじ終了後決定者を読み上げ、決定したものであり、くじは適正に行われたものである。また、事務局員Aと委員長の間に密約があった可能性もある旨を主張しているが、くじの日時及び場所については令和7年11月2日付けで本件選挙の選挙長が告示し、くじは公開で行ったものであり、その手続は適法かつ透明なものである。

(2) 選挙長が立会人決定の際に候補者の当落に関する発言を行ったこと

申出人は、選挙管理委員長が、当選者が発表される前に、特定の候補者について「落ちたな」と発言し、他の委員がこれを肯定する様子があったことから、くじを引く過程を経ずして当落が決していたことについて疑義を持たざるを得ないと主張する。しかし、選挙長の発言に関する調査の結果、立会人を決定するくじの過程において当該発言の事実は確認されておらず、申出人の主張は具体的根拠を欠き、採用できない。したがって、立会人は適法な手続により選任されたものであるから、決定機関である選挙会の構成に違法な点は認められない。

なお、平成25年2月28日広島高等裁判所判決において、開票（選挙）立会人は、「候補者の利益の代表及び一般選挙人の公益の代表の立場から、開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務とするもの」とされており、単に候補者の利益代表であるのみならず、選挙人全体の公益代表の性格を有しているわけであるから、届け出た開票（選挙）立会人の選任の有無によって当該候補者の開票結果が左右されるものではない。

したがって、本主張には理由がない。

(3) 開票結果、開票作業における不透明性があること

開票時間の長時間化であるが、令和3年執行の葛飾区議会議員選挙の開票時間は6時間40分、本件選挙は6時間56分であり、16分しか変わらないことから、申出人主張している1時間の長時間を要してはいない。

また、本件選挙における投票総数152,865票のうち無効投票数は2,787票であり、無効投票率は1.82%である。令和3年執行の葛飾区議会議員選挙では、無効投票率は2.41%と本件選挙よりも高い割合である。

特定政党の偏りを主張しているが、選挙立会人に選任された10人が開票に立ち会い、選挙長とともに投票の点検を行っているところから、開票結果の不透明との主張は、理由にはならない。

結論

以上のとおり、申出人は本件異議申出のいずれの事由においても、選挙結果に異動を及ぼす可能性について具体的主張を行っておらず、本件異議申出には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

葛飾区選挙管理委員会
委員長 黒柳 譲治

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、東京都選挙管理委員会へ文書で審査を申し立てることができる。

決 定 書

令和7年12月25日

東京都葛飾区南水元四丁目四番十九号
異議申出人 谷野 せいしろう

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年11月21日付けで提起された令和7年11月9日執行の葛飾区長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議申出（以下「本件異議申出」という。）について、葛飾区選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本 件 異 議 申 出 の 要 旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙の効力を無効とする決定を求めるものである。

2 本件異議申出の事由

申出人は、本件選挙における次の事項について疑義があると主張する。

他候補者の選挙束の混在について

最終選挙束の確認は、選挙管理委員の目視による確認によるもので、他候補の選挙束が混在されていても発見できないこと。

決 定 の 理 由

当委員会の判断

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、選挙がその規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のため選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限定されている。

同項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指すものと判示されている（最高裁判所昭和23年6月26日判決、同昭和27年12月4日判決）。

また、同項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、選挙の規定に違反することがなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なる結果の生ずる可能性のある場合をいうものと判示されている（最高裁判所昭和29年9月24日判決）。

以上のような観点から、申出人が主張する理由が、選挙を無効とすべき場合に該当するか否かについて判断する。

他候補者の選挙束の混在について

申出人は「最終選挙束の確認は選挙管理委員の目視による投票束総数の確認による」としているが、投票の点検は、公選法第66条第2項、公選法第67条の規定により選挙立会人に選任された3人が開票に立ち会い、選挙長とともに投票の点検を行い、点検後に開票速報に押印をしていること、公選法第83条第1項の規定により、得票数の確定後には、選挙長が選挙録を作成して、選挙立会人とともに署名を行っていることから、公選法の規定に反することなく開票を執り行っている。

本主張は、8年前の東京都選挙管理委員会の総票、数え直しの時に「小林等議員」票の誤積みについて述べられているが、本件については無関係のことである。

以上のことから、申出人の主張は、主観に過ぎない。

結論

以上のとおり、申出人は本件異議申出のいずれの事由においても、選挙結果に異動を及ぼす可能性について主観で述べられているに過ぎないこと、具体的主張を行っておらず、本件異議申出には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

葛飾区選挙管理委員会
委員長 黒柳 譲治

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、東京都選挙管理委員会へ文書で審査を申し立てることができる。